

苫小牧市教育委員会会議録

会議区分	苫小牧市教育委員会 第 16 回定例委員会				
日時	平成20年 8月22日 自 15時00分 至 15時53分				
場所	苫小牧市役所第2庁舎 2階会議室				
出席委員	委員長 吉本 俊憲 委員 鈴木 正樹 委員 佐藤 郁子 委員 佐藤 守 委員 山田 真久				
欠席委員					
会議録署名委員	佐藤 守 委員				
会議録作成職員	総務課総務係主事 平田 拓也				
事務局職員	学校教育部長 澤田石綱 紀 スポーツ生涯学習部長 今田 和史 学校教育部次長 福田 小夜子 学校教育課長 柴崎 誠 総務課副主幹 池渕 雅宏 学校教育課学務係長 村上 孝一 学校教育課学務係主任主事 稲葉 和宣 総務課総務係主事 平田 拓也				
会議案件	別紙のとおり				
会議の経過概要	別紙のとおり				

1 委員会開会の宣言（吉本委員長） …15時00分

2 会議録署名委員の指名（佐藤守委員）

3 報 告 （教育長）

・本日は、午前中から光洋中学校と弥生中学校の2校を視察し、教育環境や学校経営方針の説明、さらに授業参観をしていただいた。

・夏季休業が終わり20日水曜日から一斉に二学期が始まった。今年は7月まで雨や霧が多かったが、8月に入って夏らしくなり、5日の大相撲苦小牧場所や8日からの港祭りも好天に恵まれ賑わいを見せた。子ども達も家族との触れ合いや社会経験の思い出を刻んで成長したことと思う。幸い子どもの大きな事故報告はないが、全国的には異常気象の影響か、神戸では急激な河川の増水で子どもが流される事故が起きている。また、新聞報道されたが、拓勇小学校区で1年生の女子が車に乗せられたが、振り切って逃げたという報告があった。当面、学校・警察が防止と警らを重視しているところである。

・夏季休暇中は様々な行事が開催された。道新と苦民がトヨタのハスカップホールで開催した「親子しおさいコンサート」、小学生による愛知県のトヨタ自動車工場見学、中学生の広島平和祈念式典参加、本市で開催した全道中学校ハンドボール大会、吹奏楽の胆振大会、糸井西スポーツ少年団の高円宮杯全日本学童軟式野球大会出場、全日本中学野球選手権大会に出場した苦小牧クラブ、明野中卓球部と開成中の陸上選手は全国中体連に出場、さらに氷上の甲子園高校選抜アイスホッケー大会が本市で開催され駒大苦小牧高校の優勝で幕を閉じた。これには教育委員も参加され、感謝を申し上げる。さらに、洋上研修で訪れた「入間市」の中学生と交流した市内4校の中学生、社会福祉協議会主催のボランティア体験事業に参加した小学生から高校生、アルテンキャンプ場でのリーダー養成事業、札響から直接指導を受けたミュージックキャンプなど大いに収穫があったよい経験だったと思っている。なお、7月にはJ Cと市教委

が共催した「夜回り先生こと水谷修先生の講演会」があり、雨の中を参集した大勢の観衆が感動的な講演に胸を熱くしていた。中学生や高校生の参加も目立ち、何かにすがりつきたいという思いで参加していた生徒もいたのではないかと思っている。

・退任した3名のALTの後継者として、アメリカ人のアーサー、カナダ人のケビン、ニュージーランド人のユエンが着任し、8月1日に辞令交付をした。3人とも明朗で行動的、内二人はかなり日本語を話すことができ、残る一人も早く覚えようと意欲的である。休業中も連日市教委の会議室に集まり、教材研究を自主的に行っていた。今日で3日目であるが活躍を期待している。午前中の学校訪問でALTの授業を見ていたのでイメージしやすいと思う。

・先般、沼ノ端中と明野中から来春分離開校する青翔中学校の開校準備委員会を立ち上げ、関係する教職員に協力を依頼した。なお、改築工事の方は現在樹木の移植が終わり校舎のくい打ち作業の段階である。

・7月19日に道迷惑防止条例違反で逮捕された中学校公務補の処分について、先月の定例教育委員会で市教委の判断について協議したところであるが、これを基に7日、市の賞罰委員会が開かれ、停職3か月の処分が決まり、翌日処分辞令を交付した。同日、吉本委員長から私と学校教育部長に管理監督者として厳重注意を受け、さらに当該学校長には私から厳重注意を行っている。今後は市教委としても服務について研修する場を設定したいと考えている。なお、本件については、9月議会で行政報告する必要があることから、後ほど議題で取り上げ意見を伺いたい。

・校長採用試験が来月13日に胆振教育局で実施される。今年は大分県教委で行われていた収賄による不正採用が社会問題となり教育の根幹を揺るがす不信感が広がっていることから注目されることが予想される。政令指定都市の札幌市を除き、市町村教委には新採用教員や管理職登用の権限は無く、道教委の管轄になるが、教育や教育行政批判の潮流を重く受け止め、我々も常に人事に関しては公平公正が肝要だと思っている。本市からも多くの教頭が受験するが、管内で来年3月末の退職者は13名、今年の登録残が苫小牧に2名おり、他市町にもいることを考えると新採用は一桁が予想

され相変わらず狭き門である。

- ・来週 26 日～27日に北海道都市教育委員会連絡協議会の定期総会と研修会が網走市で開催される。

4 議案審議

議案第 1 号 平成 21 年度小学校等教科用図書採択について

(学校教育課長)

・前回の定例教育委員会で資料を配布し説明したが、平成 20 年度は平成 21 年度から使用する小学校教科書の採択年度である。本日は、配布している資料の平成 21 年度から使用する小学校教科用図書採択に係る教科書一覧から採択いただきたい。前回の定例教育委員会でも説明したとおり、前回採択時から新たに文部科学大臣の検定を受けた教科書がないため、内容は同じものであり、現在使用している教科書は、それらの教科書の中から平成 16 年度に十分な調査・研究・審議を行って採択されたものである。次に、小学校における新学習指導要領が平成 23 年度から実施され、それに合わせた教科書を使用することになるため、今年度採択していただく教科書は、平成 21 年度及び平成 22 年度の 2 年間のみの使用となる。次に、各小学校から教科書採択について意見集約を行ったが、特に意見はなかった。また、6月 20 日から 7 月 9 日まで教育研究所と中央図書館で教科書の展示を行ったが意見はなかった。以上を考慮し審議の上、採択をお願いしたい。次に、平成 21 年度に使用する小学校及び中学校特別支援教育用教科用図書の採択についてであるが、これは、小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒で、当該学年用の文部科学省検定済み教科書の供与が適当でない場合に使用できる教科書である。審議の程、よろしくお願いしたい。

(佐藤守委員) 副教材について、本市の小中学校ではどの程度使用されているのか。

(教育長) 基本的に副教材は教育委員会の許可を受けることになっているため、年度初めに報告を受けている。各学校により使用状況はまちまちなので、

後ほど資料を提示する。

(吉本委員長) それでは、ただいま資料として提出されている一覧表に基づき、平成21年度以降の小学校等の教科用図書採択は承認することとしてよろしいか。

(異議なしの声)

(学校教育課長) それでは、採択いただいた教科用図書を読み上げさせていただく。国語、教育出版株式会社発行「ひろがることば小学国語」。書写、教育出版株式会社発行「小学書写」。社会、教育出版株式会社発行「小学社会」。地図、帝国書院発行「楽しく学ぶ小学生の地図帳」。算数、教育出版株式会社発行「小学算数」。理科、株式会社新興出版社啓林館「わくわく理科」。生活、教育出版株式会社「生活」。音楽、教育出版株式会社「小学音楽 音楽のおくり物」。図工工作、日本文教出版株式会社「新版图画工作」。家庭、開隆堂出版株式会社「小学校わたしたちの家庭科」。保健、東京書籍株式会社「新編新しい保健」。次に平成21年度特別支援小中学校の特別支援教育用教科用図書は、文部科学省検定済み教科用図書の下学年用または文部科学省著作教科用図書または一般図書。

—原案通り承認—

議案第2号 職員の北海道迷惑防止条例（通称）違反事件に関する

行政報告について

(学校教育部長)

・教育委員会所属職員である中学校公務補の北海道迷惑防止条例違反について、9月10日から開催予定の定例市議会において、教育長から行政報告という形でお手元の資料の内容について、議会・市民に向けて報告をしたい。内容については、市民に対する心からのお詫びと事件の経過、処分に至るまでの経緯、また今後の教育委員会と

しての職員公務倫理に対する考え方及び今後の職員に対する指導という形で市民各位に対してお詫びを重ねて申し上げるという内容になっている。資料を参照の上、ご審議いただきたい。

(佐藤守委員) 停職 3か月の懲戒処分ということであるが、3ヶ月後に復職する際の対応には触れていないが。

(学校教育部長) 現時点では教育委員会所属職員であるということに違いはないが、復帰する際、学校現場に配属する考えはないということについては、総務部とも一致している。当該職員をどのような形で学校現場以外の所へ配属するかについては総務部と協議中であることから、今回の報告については、そこまでは触れられない状況にあることをご理解いただきたい。

(吉本委員長) 微妙な状況にあるということをご理解いただきたいということ。それは、このような形で9月10日からの定例市議会において行政報告を行うことに異議はないか。

(異議なしの声)

—原案通り承認—

議案第3号 苦小牧市立幼稚園条例及び規則の改正について

(学校教育部次長)

・議案第3号苦小牧市立幼稚園条例及び規則の改正について説明する。初めに苦小牧市立幼稚園条例の一部改正についてであるが、これは国の法律である学校保健法の名称が学校保健安全法に改められるということと同法の条項第12条が第19条に第13条が第20条に改められるため苦小牧市立幼稚園条例の該当する箇所を改めるものである。施行は平成21年4月1日となる。続いて、苦小牧市立幼稚園規則の一部改正であるが、これは保育料減免に関する別表の対象世帯に中国残留邦人等の円滑

な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている世帯を加え、また同条の当該年度における減免限度額の段中2年生を3年生に改めるものである。これらは平成20年度の保育料から適用するものである。

(吉本委員長) 中国残留邦人に関連して、本市では実際に対象者はいるのか。

(学校教育部次長) 対象者はいない。

(吉本委員長) それでは、本件について承認するということで異議はないか。

(異議なしの声)

—原案通り承認—

議案第4号 教育費補正予算について

(学校教育部長)

・9月議会に提案を行う教育費の補正予算について説明する。資料の8ページをご覧いただきたい。まず、教育費であるが、教育総務費として諸費教育施設整備基金1,010万円の補正予算を計上している。内訳としては、菱中建設株式会社様より1,000万円の指定寄付、また、苦小牧市市政顧問である東京都在住の坂田氏より、ふるさと納税による基金への指定寄付で10万円をいただいている。この寄付金の用途はまだ具体的にどのような形で使用するかは決めかねているため、とりあえず教育施設整備基金という形で積み立てをさせていただくという提案である。次に、小学校費の中の学校管理費であるが、沼ノ端小学校の煙突改修工事に900万円を計上している。これについては、沼ノ端小学校のボイラー改修を昨年行っているが、それに付随して煙突が古いままでの状態であったが、アスベストを含んだ煙突で非常に通気性の悪い形になっており、ボイラーの燃焼にも影響が出るということが分かったため、今回改修を行うために計上している。次に教育振興費ということで学校図書館用図書の整備費に60万円を計上している。これは丹羽建設工業様から60万円の指定寄付をい

ただいており、図書に使用していただきたいとのことであったため、充足率が 80 % 未満の図書整備が不十分な小学校 8 校を対象に配分したいというものである。次に学校建設費については、小学校の耐震診断を行うというものであり、これは、耐震改修促進計画という市の整備計画に基づき、今回ようやく整備する方向性を都市建設部と確認でき、小学校 4 校の耐震改修を行うための耐震診断を実施するというものである。次に中学校費であるが、小学校同様に学校図書館用図書整備費ということで王子製紙新労働組合様の周年記念の寄付を 50 万円いただいたことから、これも図書指定ということであるため、小学校同様、中学校における図書充足率が 80 % に満たない 5 校を対象に配分することを考えている。学校建設費の方では、中学校耐震診断費を 1,093 万円計上している。これについても小学校費と同様に中学校 3 校を対象に耐震診断を実施するものである。

(スポーツ生涯学習部長)

・スポーツ生涯学習部からは 2 点。まず、教育費の社会教育費で美術館建設基金への指定寄付ということで、先日亡くなられた楠野四夫様のご遺族から 20 万円の寄付をいただいたため、これを補正予算によって美術館建設積立基金に計上するものである。これにより、総額 734 万 8 千円となる予定である。次に保健体育総務費であるが、例年 2 月補正で行っている小中高校生の各種体育大会遠征費の補助が、昨年に比べ全国大会に出場する苫小牧の子ども達が非常に多くなり、すでに底をつき始めているため、補正予算を計上するものである。

(佐藤守委員) 耐震改修の関係について、今回計上するのは小学校 4 校と中学校 3 校ということだが、まだ残っているのか。

(学校教育部長) 耐震化優先度調査を先に実施しているが、その中で、優先度 1 ~ 5 のランク付けを行っている。そのうち文科省でいうところの耐震 I S 度 0.3 未満の可能性があるものは、優先度調査においては 1 と 2 にランク付けされた施設がその可能性を持っていると判断されている。これを優先

的に行わなければならないということで計画を立てているが、実際には、今回の補正予算の中でできる範囲ということで、両方合わせて2,000万円ほど計上している。ランク1・2のものをすべて行うとすれば6,000万円ほどの費用が必要になると試算しているので、まだ全体の3分の2ほど残っていることになるが、平成21年度の新年度予算を含めて診断していく。

(教育長) この診断をしておかなければ、今後、新しい校舎に建て替える際に資料が伴っていないということになるので、耐震化の次のステップに進むためには、必ずしておかなければならないということであるため、少しずつでも実施していくというものである。

(学校教育部長) 今回文科省では、耐震化を促進するため平成22年度までの時限立法で補助率の嵩上げをしている。そのような中で今耐震診断を実施するというのは、仮にIS値が0.3未満と分かった部分については、平成22年度までに耐震化の事業を実施することで初めて補助が現在の3分の1から2分の1に嵩上げされるという形になる。当然、診断することによって事業をしなければならないという部分もある。一度に全部行ったとしても事業自体は市の財政上一度にはできない部分もあるので、診断を先に実施し、その結果としてIS値が0.3未満のものであれば、次年度予算で耐震化をしていくということを考えてる。

(吉本委員長) それでは、本件について承認するということで異議はないか。

(異議なしの声)

—原案通り承認—

議案第5号 損害賠償額の専決処分について

(学校教育部長)

・まず、損害賠償の原因となった行為についてであるが、緑小学校において運動会の前日である6月11日に公務補が学校敷地内の芝刈りをしていたところ、誤って草と一緒に地面の小石も草刈り機で跳ね飛ばしてしまい、たまたまそれが職員の駐車スペースの近くであったことからこのような事故になってしまった。本来であれば防護柵の使用や複数体制で行うものであるが、ベテランの職員であったことから自信過剰な部分もあり、一人で作業をしてしまった。作業中本人は気付かなかつたということであり、別の職員が自分の車を見た際に発見し、周辺の車も確認したところ、計5台が被害に遭っていることがわかつたとのこと。5台の中には82万5千円あるいは76万7千円と高額な修理費がかかっているものもある。費用については、全国市長会学校災害賠償保険で手当され金額的な補填はされているが、私の方から校長、当該公務補に対し厳重に注意の上、作業従事には万全を期するようきつく申し渡している。そのような内容での専決処分である。

(佐藤守委員) 自分の車は含まれているのか。

(学校教育部長) 自分の車は含まれていない。教員の車ばかりである。当日の朝会時に草刈りをする旨連絡し、飛ばないだろうと思われる範囲に車を寄せていたが、自分が予想した以上に飛んだということ。ましてや飛ばしたことには気付かなかつた。本当は二人で作業をするとか、防護柵を持っているので、それを使うなどしなければならない。これが職員の車だったから良かったものの通行人であるとか学校関係者以外の車であれば大変なことになっていたと思う。そのような部分を含めて厳重に注意を行つた。

(教育長) 専決処分については、このような形で議会の承認を得ることになるが、問題は当該公務補をどのように処分するかという問題がある。市の賞罰委員会から教育委員会で判断するようにと下りてくる場合もあるので、その際は、別途協議していただくこととなる。

(学校教育部長) 先ほどの卑猥行為の方は、事件の内容があまりにも大きな影響があるの

で、賞罰委員会でも先に処分を行った。こちらの方は公務上の作業事故という取扱いになるので、賞罰委員会での結果を基に委員会に諮りたいと考えている。

(吉本委員長)質問がないようであれば、このような形で承認することに異議はないか。

(異議なしの声)

—原案通り承認—

(学校教育課長)

・先ほどの副教材に関する質問について、資料を用意したので回答する。各学校においてかなりの量の副教材を使用している。ちなみに本日視察をした弥生中学校では、国語4種類、社会4種類、数学1種類、理科2種類、音楽1種類、美術8種類、保健体育2種類、技術3種類、家庭科3種類、英語3種類、その他ネームプレートやゴム印、身分証明などが5件あり、全部で34件の報告がある。副教材は原則保護者負担となることから、市から教材費として配分している費用のほか、保護者負担で購入しているものがこれだけあるということになる。生活保護を受けている世帯であれば、保護費から全額支給されるが、一般の世帯は保護者負担という形になっている。なお、小学校でもかなりの量がある。

(佐藤守委員) 副教材というのは教科書の内容が不足しているということから使用するのか。例えばドリルの練習問題などが教科書にもあると思うが、それは足りないということなのか。

(教育長) 必ずしも教科書の内容が不足しているために使用しているという訳ではなく、むしろ子ども達が理解する時にそういうものがあった方が理解しやすいという観点で使用している。例えば社会科であれば年表であるとか図鑑的なものは教科書にない資料もあるが、そういうものが載ってい

る副教材を使用することにより、子ども達の視覚に訴えるものや統計・

数字で見てみるとか、そのような側面があると思っている。

(佐藤守委員) 副教材を使用した方が分かりやすいというのはよくわかるが、金額が大きくなると保護者の負担になるので、あまりにたくさん使うのはどうかと思う。

(教育長) 学校全体でみるとたくさんあるが、学年毎にみるとそれほどたくさんの種類とはいえない。当然、保護者の負担も考えていると思っている。

(学校教育課長) 小学校であれば、副読本という形で「のびゆく苦小牧」を公費負担で購入し、小学生が勉強をしているという例もある。

(吉本委員長) また、これに関して質問が出てくれば、次回以降の委員会で質疑をしていただければと思う。

5 協議事項

協議事項なし

6 その他

(吉本委員長) その他委員から議題・議案等あればお受けするが。

(佐藤守委員) 小学校英語に関連して、本市でも教員達による研修会等は進んでいるのか。

(教育長) まだ、これからという状況。国のテキストを学校や児童に配布すると言っているが、今現在まだ来ていない。年内にくるかどうか微妙という状況である。研究所内に英語の部会を立ち上げ、小学校英語の研究を始めているため、国の資料と研究所の研究結果を見比べながら来年3月までには最終的な方向性を決めていきたいと考えている。しかしながら、教員の英語の力をつけなければならないこともあり、道教委では各学校から一人ずつ召集するという話も新聞報道されていたが、正式な通知は

ないという状況である。いずれにせよ、来年度から移行措置を開始でき
るので考えていきたい。

7 委員会閉会の宣言（吉本委員長）…15時53分